4　その他
⑴　契約の履行に必要な要件
①　製品の見本を提出し、西日本旅客鉄道株式会社の承認を得ていること。
②　仕様書に定める試験について公的検査機関による試験の結果が仕様書に定める数値以上であること。
⑵　入札、契約手続等に用いる言語及び通貨　日本語及び日本国通貨とする。
⑶　品質保証付
⑷　分割履行は認めない。
⑸　入札保証金及び契約保証金　不要
⑹　詳細は入札説明書による。
⑺　年間購入見込数量　約75,596m
⑻　申込者は平成25年12月19日14時までに会社要覧を提出すること。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Katsunori Matsuura Director, Finance Dept. West Japan Railway Company.
⑵　Classification of the products to be procured : 7
⑶　The nature and quantity of the Products to be purchased : Moquette for Rolling stock about 75,596 m
⑷　Delivery date : The date appointed by West Japan Railway Company between 1 Apr. 2014 to 31 Mar. 2015
⑸　Delivery place : according to the bid explanation form.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Persons who qualify for participation in the official notice concerning the screening of prospective participants. Persons who will attempt to qualify for participation in the tendering procedures apply to the address shown in section 5⑻
⑺　Time-limit of Tender : 2 : 00 PM 20 Jan. 2014
⑻　Contact point for the notice : Shinsuke Mitani Purchasing & Stores, Finance Dept. West Japan Railway Company 2―4―24 Sibata Kita-ku, Osaka-shi 530―8341 Japan. TEL 06―6375―8985

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

国道45号下安家道路工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成25年11月14日
東北地方整備局長　小池　　剛
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事名　国道45号下安家道路工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　岩手県九戸郡野田村大字玉川地内
3　工事内容
①工事　【橋梁下部工】《新安家大橋》橋長Ｌ＝231.0m、橋脚２基、ケーソン基礎２基、仮設工一式
②工事　【トンネル】《安家トンネル》延長Ｌ＝997ｍ、幅員Ｗ＝12.0ｍ、内空断面積87.5㎡、掘削Ｌ＝997m、支保工Ｌ＝997m、覆工Ｌ＝997ｍ《浜山トンネル》延長Ｌ＝1,582m、幅員Ｗ＝12.0m、内空断面積94.9㎡、掘削Ｌ＝1,582m、支保工Ｌ＝1,582m、覆工Ｌ＝1,582ｍ　【道路改良】切土Ｖ＝約74,100㎥、盛土Ｖ＝約3,500㎥、函渠１基（Ｂ7.0m×Ｈ4.0m×Ｌ40.0m）
4　工期　契約締結日の翌日から　①工事　平成27年９月18日まで　②工事　平成29年３月10日まで
5　申請の時期　平成25年11月14日から平成25年11月26日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書㈱（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年11月14日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２－１①、②、３－１①、②を使用して作成すること。）。
⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年10月１日付け公示」という。）５建設工事の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成24年10月１日付け公示６建設工事に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。
ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。
①　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。
①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。